

岩手県告示第29号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和7年岩手県告示第314号）で公示した公共測量を終了した旨東北地方整備局北上川ダム統合管理事務所長から次のとおり通知があった。

令和8年1月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 盛岡市川又柳平及び同市上田並びに滝沢市野沢
- 2 実施した期間 令和7年4月17日から同年10月31日まで
- 3 実施した公共測量の種類 基準点測量、地形測量及び路線測量